

競争入札に付する建設工事及び建設関連業務委託に係る
最低制限価格の取り扱いについて

このことについて、建設工事に係る解体工事及び建築関連の搬送設備並びに建築関連業務委託の最低制限価格の算出に用いる率の改定を行い、取り扱いを次のとおりとする。

(対象)

- 1 新上五島町が競争入札により発注する次に掲げる事業に最低制限価格を設定する。
 - (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）
 - (2) 建設関連業務委託（建設工事に関する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）

(最低制限価格の算出)

- 2 最低制限価格（税抜き。以下同じ。）は次に掲げる方法により算出する。
 - (1) 建設工事については、設計金額（税抜き。以下同じ。）の90パーセントに乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格とする。
 - (2) 建設関連業務委託については、設計金額に90パーセントを乗じて算定した額を最低制限価格とする。

(数値の取り扱い)

- 3 最低制限価格の算定時の1,000円未満の金額の取り扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 建設工事については、最低制限基本価格及び最低制限価格のそれぞれの算定時において1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。
 - (2) 建設関連業務については、1,000円未満の金額を切り上げるものとする。

(施行)

- 4 平成31年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する事業から当分の間施行する。